

投資事業評価調書（継続：再評価）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 芝原 平 (平井 住夫)	内線	4440 (4452)
------	-----------------	---------------------	----------------------	----	----------------

事業費目	海岸事業	事業名	事業区間	総事業費	約11億円										
		海岸環境整備事業	東播磨港海岸	内用地補償費											
所在地		事業採択年度	着工年度	完成予定年度	進捗率										
明石市魚住町		平成7年	平成8年	平成20年	73%										
事業の目的				事業内容											
<p>当地区は、海岸線背後に民家が密集した地域であるが、侵食が進んだことから、昭和40年代に大部分が直立擁壁と消波ブロックで整備されたため、水際線に近づくことが困難となっている。</p> <p>しかし、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化を受け、水際線利用に対する人々の要請も多岐にわたってきたため、地域の個性を生かし、既存のなぎさの再生や魅力ある新しいなぎさを創造していく「瀬戸内なぎさ回廊構想」が策定された。当事業もこの構想に位置づけられており、「人と海が豊かにふれあえるなぎさづくり」の基本理念に基づき、愛され、親しまれるなぎさづくりを実現するとともに、なぎさのネットワークを形成していく必要がある。</p> <p>このため、緩傾斜型護岸と人工海浜を面的な広がりをもって配置し、越波や飛沫を防止する機能を確保しつつ、景観を改善し地域交流の場として気軽に憩える海岸の整備を図る。</p>				<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">突堤</td> <td style="width: 50%;">3基</td> </tr> <tr> <td>護岸</td> <td>670m</td> </tr> <tr> <td>人工海浜</td> <td>25,000m³</td> </tr> <tr> <td>遊歩道</td> <td>670m</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>5,360m²</td> </tr> </table>		突堤	3基	護岸	670m	人工海浜	25,000m ³	遊歩道	670m	植栽	5,360m ²
				突堤	3基										
護岸	670m														
人工海浜	25,000m ³														
遊歩道	670m														
植栽	5,360m ²														
				[負担割合 国：1/3 県：2/3]											
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突堤工事は3基のうち2基、護岸、遊歩道工事は670mのうち470mが完了。 ・ 継続して護岸、遊歩道（L=200m）植栽（A=1,660m²）人工海浜（V=8,000m³）及び突堤（n=1基）工事を行う。 ・ 当事業は、順調に進捗している。 														
評価視点	評価結果の説明														
(1)必要性 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設護岸は完成より30年以上経過することから、今回護岸等を整備することにより、防災機能の延命化を図ることができる。 ・ 車椅子利用に配慮したスロープやボードウォークを整備し、海岸のバリアフリー化を図っている。 														
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸改良部に緩傾斜護岸、人工海浜および自然石で被覆した突堤を整備し、人々の憩いの場の提供に貢献している。 ・ 完成した人工海浜において、地元ボランティア団体主催の「潮干狩り」に約600名の住民が参加するなど、人々の交流の場として活用されている。 														
(2)有効性・効率性 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益比 B/C = 7.3 ・ 残事業を完成させることで、西島海岸、江井ヶ島港海岸～松江海岸とのネットワークを形成することができ、回遊性の向上を図ることができる。 ・ 緩傾斜護岸と人工海浜を面的な広がりをもって配置し、越波や飛沫を効率的に防止することができる。 														
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明石市、地元自治会並びに地元漁業組合と連携して事業を進めており、早期の完成が望まれている。 														
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工海浜の実施により魚類や貝類の生育場の回復や、砂浜のろ過機能により海水の浄化を期待できる。 														
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一部区間について工事が未完成であることから、立ち入り禁止としており早期の供用を図る必要がある。 														
再評価の結果	継続	左の理由	上記理由により事業継続が妥当である。												